

# 令和元年度

## 第3回 佐々町農業委員会総会議事録

令和元年6月25日（火）

佐々町農業委員会

令和元年6月 第3回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和元年6月25日(火)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室

3. 開 会 令和元年6月25日(火)午後1時30分

4. 出席委員 (16名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	9	濱野 卓也 君	10	山下 夕見子君
11	寶持 雅祥 君	13	坂口 隆英 君		
推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	池田 邦義 君	12	吉永 勝彦 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	吉永 勝彦 君	13	坂口 隆英 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 全国農業委員会会長大会について

報告第2号 一般社団法人長崎県農業会議第109回通常総会について

報告第3号 一時転用届出書について

(4) 審議事項

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8号議案 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

第9号議案 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

(4) その他

①視察研修について

②7月定例会の日程について

③その他

事務局長（金子 剛君） 事務局長。皆さん、こんにちは。皆さまお揃いですので、ちょっと時間早いですが始めさせていただきます。只今から令和元年度第3回佐々町農業委員会総会を開会いたします。それでは始めに藤永会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君） 皆さん、こんにちは。ひとことご挨拶申し上げます。このところ水不足が続いており、また北風が吹いたりして昼間大変な天候が続いているようです。高温が続いておりまして、今日も最高気温が33度とかいわれていたようです。本当に水不足で皆さんご苦労されているのではないかと考えております。ご存じのとおり新聞やテレビ等でご存知かと思えますけど、九州北部の梅雨入りは平年で6月5日ということが今までの梅雨入りとなっていたわけですけど、昭和42年の大災害があった年が6月22日に梅雨入りだったそうで、52年ぶりに更新するというかたちになって、明日あたり下り坂になるようで期待されるような感じがします。そういった状況のなかで令和に入って記録になる状況になるかと考えております。明日以降、梅雨入りするのではないかと、週間予報でもずっと雨マークが続いていましたので、梅雨入りの宣言があるのではないかと考えているところでございます。本日は皆さんに通知しておりましたように令和元年度の第3回の定例総会ということで案内申し上げておりました。お忙しい中、残念ながらお二人からの欠席届が出ております。他全員ご出席をいただきまして開催できますことを心から感謝申し上げます。ご案内のように今回は報告事項が3件、それから審議事項4件、その他となっております。どうぞ慎重審議いただきますように願いを申し上げます。また議案どおりご承認いただければ幸いです。簡単ですけど会長の挨拶といたします。本日はよろしく申し上げます。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。本日の農業委員は11名でございます。池田委員と吉永委員から欠席届が出ております。それから最適化推進員につきましては5名全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を藤永会長をお願いいたしたいと思えます。ちょっとその前に議案の日程を見ていただければと思えます。（2）の議事録署名委員の指名でございますが皆様に発送した時にはまだ吉永委員から欠席届が出ておりませんでしたので、昨日出たものから急遽変更させていただきます、議席番号の2番吉野裕委員それから議席番号13番坂口隆英委員で訂正をお願いしたいと思えます。以上でございます。

議長（藤永 九市君） それでは議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知をしておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。お諮りいたします。（ 「異議無し」の声あり ） はい、ありがとうございます。それでは、この日程どおり進めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。座らせていただきます。これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、ご指名いたします。2番 吉野裕委員、13番 坂口隆英委員を指名いたしますのでよろしくお願い申し上げます。以上、日程（2）を終わります。次に、日程（3）審議事項に入ります。報告第1号 全国農業委員会長大会について。それから第2号の一般社団法人長崎県農業会議109回通常総会について。これにつきまして続けて報告させていただきます。皆さま方よろしくお願い申し上げます。それでは1ページをお開きいただきたいと思います。報告第1号、令和元年度全国農業委員会会長大会、先月の5月27日に午後1時から東京都の文京区の文京シビックホールで行われまして全国から総勢1,800人が結集して盛大に開催されました。長崎県からは21市町会長、そして農業会議3人合わせまして24人出席をいたしております。2番目の主催者あいさつとしまして全国農業会議所の戸田会長から来賓の紹介も含めましてあいさつをいただきまして始まりました。来賓あいさつは吉川農林水産大臣に出席いただき、そして農林水産委員会の衆参の両委員長も出席いただいてあいさつが行われました。来賓の紹介があつておおよそ50人ぐらいの衆参両委員の来賓の出席をいただきまして非常に盛大な大会となったようであります。そして順次4番目の農業委員会憲章唱和、それから委員長報告、議長選出というふうに順を追って行われました。7番の経過・情勢と今後の取り組みの重点ということでこれにつきましてはまず第一に地域での話し合いを積極的に進めることが非常に大事であるということを強く言われまして農業委員、推進委員の指名であるので是非とも重点的に取り組んでほしいと強く言われたことが非常に印象に残っております。それから8番の議事に入りまして、提案決議それから申し合わせ決議、それから実行運動、第3号の情報提供活動という以上のかたちのなかでそれぞれの報告が行われまして、第4号議案まで実行運動というかたちのなかで運動計画（案）について、全議案 満場一致で可決決定がなされました。そういったことでガンバロー三唱で力強く全員総立ちで大盛会のうちに終わるというかたちになりまして、非常に有意義な大会であったと思っております。またこの会長大会の後には例年

どおり行われていることでもありますけど、県の選出国會議員への農業委員会の要請活動ということで、それぞれ議員会館に3班に分かれまして出向いております。そういうかたちでこの農業委員会もそういうかたちをとって非常に議員会館は大賑わいという感じのなかにあったようであります。そういうことで日程を進めてまいりました。そして夜になりまして情報交換会ということで都内のホテルで地元選出国會議員の皆さんと情報交換を行った次第です。その中には自民党の國會議員というかたちのなかでももちろん地元の北村代議士ほか、衆議院では加藤寛治衆議員富岡衆議員、参議院では古賀雄一郎氏の4人、他に谷川弥一代議士、金子源次郎参議員につきましては公務上どうしても出席できないということで欠席でございましたけど、意見交換をしてその日を終わらせたというかたちであります。そういったことで詳しくは説明すると遅くなりますので一応掻い摘んでご報告を申し上げておきたいと思えます。尚またその時はトランプ大統領が来日中で非常に混雑といいますか、規制が厳しくて移動など思うようにいなくて大変な時に重なったという状況で、2日目は研修などまだありましたが急遽できない状況下になってしまいまして、そういう時に遭遇したもので皆さん非常に悔やんでおられたような状況であります。そういったことで簡単ですけど全国大会につきましてはそのようなことで報告を終わらせていただきたいと思えます。尚必要であれば会長大会の資料につきましては事務局に一時的に置いておきますのでお目通しいただければなと思っているところでございますのでよろしくお願ひします。続けて恐縮ですが報告第2号の農業会議の109回の通常総会の報告を申し上げます。報告第2号一般社団法人長崎農業会議第109回通常総会。これにつきましては長崎市の新地町の長崎ワシントンホテルで6月19日の13時半から開催されましたので会長として出席をさせていただきました。今日の長崎新聞を見ていましたら、長崎ワシントンホテルは閉館と載っていました。農業会議はあそこがメイン会場になっていたようですが12月で閉館という事で老朽化と他諸々の状況だそうです。これも掻い摘んで報告いたします。3ページをお開き下さい。主催者あいさつとしては当然諫早市の会長ではございますけど山開会長からのあいさつで始まりまして、来賓祝辞としましては県知事代行で中村勲農林部長が出席してあいさつをいただいております。県議会からは議長本人瀬川ミツユキ議長がご出席いただきましてあいさつをいただいております。4番目の表彰状授与とありますけどこれにつきましては折角ですから報告しておきたいと思えます。農業委員会の表彰規定に基づいていつもあっているんですけど、今回一号表彰者とは農業委員を18年以上勤めた人に該当するという事で〇〇〇〇さん

諫早市から1人、〇〇〇〇さん島原市から1人、受賞の代表としてその会長さんが代理で受け取りにられました。それから現職で〇〇〇〇さん壱岐市の会長ですけど本人がお見えでございましたのでご本人が直接受賞されました。これはいろいろあるようで二号表彰者は12年以上、三号表彰者は職員が15年以上、四号表彰者として職員が25年以上農業委員会に係った方についてということで、全て該当がないようですけど。五号表彰者として農業会議会長特別表彰ということで団体として川棚農業委員会と松浦市農業委員会がその対象者として受賞されました。それからもう一つは独立行政法人、これは全国農業者年金基金からの理事長表彰ということで、これにつきまして表彰の伝達が行われまして、報告しますがこれは農業者年金の活動と言いますか、実績をあげたところに与えられる貴重なことでありまして、島原市農業委員会が新規加入者部門で34名、30年度全国で第4位ということで、その中で新規加入者が39歳以下ということで全国第2位、34名の中に23名が含まれていたということと、女性の新規加入者部門で全国第5位で13名ということで目標達成度合いということでありますけど10人以上部門という対象になっていて全国第1位、それから目標達成度合いで39歳以下の新規加入者10人以上これも全国第1位ということでそういう実績のもとに表彰を受けられました。それから雲仙市農業委員会がこれにつきましては新規加入者が39歳以下の部門で全国第9位で14名、それから目標達成度合いが39歳以下の新規加入者10人以上部門で全国第2位ということで申し上げましたように島原と雲仙市が農業者年金の基金理事長からの表彰ということで報告を頂いた次第でありますので皆さま方に申し上げておきたいと思っております。それから6番議長選出をいただきまして、議長は会議規則で会長が務めることとなっておりますので山開会長から議案を進めていただいたわけであります。8番の議事これにつきましては第1号の平成30年度事業報告の承認について、それから第2号は平成30年度決算書の承認について、第3号議案は令和2年度会費の金額及び徴収の方法、時期(案)の承認について審議が行われました。9番目の報告とありますけど令和元年度事業計画並びに収支予算ということでそういったかたちのなかで議案審議を行われましてこれも全て懸案どおり可決決定をいたしました。そういったことで15時過ぎに終わったわけでございますけど、簡単ですけど以上なようなことであります。また引き続いて研修が行われるようになっておりますのでその後引き続いて16時半ごろまで研修が行われておりまして、これにも最後まで務めてまいった次第であります。以上簡単に掻い摘んでこの資料に基づいて報告いたしました。第1号、第2号の報告をこれで終わらせていただき

たいと思います。何か皆さま方からご質疑等がございましたらお受けしたいと思いますのでよろしくお願ひします。以上簡単ですけど終わらせていただきます。何か報告につきましてございませんでしょうか。ないようでございますので次に移りたいと思います。それでは報告第3号 一時転用届出書について、これを議題といたしますので事務局からの報告をお願いします。

事務局長（金子 剛君） 事務局長。資料の4ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。報告第3号一時転用届出書、借人 佐々町役場建設課 建設課長川崎順二、貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。施工業者につきましては株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。下記の工事を行うにあたり、農地の一時転用について承諾願ひます。ということで今回申請があがっております。目的につきましては口石の町道森ノ木線横断暗渠改良工事を施工するにあたり仮設の歩道及び製品等の置き場として使用するためということでございます。工事内容につきましては書いてあるとおり暗渠の改良工事となっておりますけれども、今現在暗渠はすでに入っているのですがそれを大きく改良するというような内容の工事でございます。施工場所につきましては口石免字川久保1537-1、地目田、面積579㎡のうち一時転用面積が240㎡でございます。工事期間 許可日から令和元年9月20日までとなっております。場所につきましては7ページをお願いいたします。この役場から国道の204号線を佐世保方面に行きましてちょうどデイリーストアーがでございます。デイリーストアーから左手 佐々病院の方に下りまして100mから150mほどいった所を森ノ木団地の方に右に曲がる橋がありましてそこを曲がって突き当りのここの赤い部分が一時転用の申請の場所となっております。それから8ページに施工の図面をつけておりまして9ページに240㎡ここの部分の一時転用申請ということで図面をつけさせていただいております。以上でございます。

議長（藤永 九市君） はい、事務局長からの報告が終わりました。何かこれにつきましてご意見ご質問はありませんか。ないようでございますので報告第3号につきましても終わらせていただきたいと思ひます。1号から3号まで全て報告事項が終わりました。ありがとうございました。それでは次の日程（4）審議事項に入ります。第6号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局からの説明をもとめます。

事務局長（金子 剛君） 事務局長。資料の10ページをお願いします。朗読説明をいたします。議案第6号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。県知事許可分でございます。土地の所在 北松浦郡佐々町須崎免字葭



ノ浦23番1、登記地目現況ともに畑、面積が443㎡、譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇会社員。譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇会社員、この方たちは親子でございます。転用の目的でございますが施設の概要といたしまして一般の個人の住宅でございます。平屋建ての1棟、建築面積が109.3㎡、申請の理由 申請地に専用住宅を建築するためということで今回申請があがっております。場所につきましては15ページをお願いいたします。この場所は中央海岸線をこちら役場から佐世保相浦方面に行きまして牛衛門のちょっと先から左に折れていきます。むかしサントロペというところがあったと思いますがそこを右に200m程上がって行きまして、右手に折れてなかに入っていたところでございます。それから18ページをお願いいたします。被害防除計画書でございますがまず造成の計画でございます。盛土を行うということで最高50cmまで最低20cmという造成の計画でございます。造成に伴います被害防除でございますが家の周囲には擁壁を設けるといって被害の恐れはないということでございます。②の近傍農地の日照、通風、耕作等の影響でございますけど、建物の高さを加減するということで平屋建て最高高いところで6.9mということで日照、通風等には被害はないということでございます。③の排水計画でございますが雨水排水につきましては水路放流ということでございます。汚水処理、生活雑排水につきましてはここは下水道区域でございますので下水道に直結するということでございます。19ページに配置計画平面図を添付しております。ちょうど真ん中の23-1が家を建てられる部分でございます、緑の部分が雨水の排水経路でございます。それから紫の部分が下水道の配管で黒丸のマンホールが下水の部分でございますここに直結するということでございます。以上でございます。

議長（藤永 九市君） はい、只今事務局からの説明が終わりました。地元委員からの補足説明がございましたらお受けしたいと思っております、お願いします。

2番（吉野 裕君） 2番。只今事務局から説明がありました。ここの前の道路は突き当りで奥には道路はありません。家を建てられる場所は少し高さがデコボコしており高さを揃えるために50cmほど盛土を行い、周辺に1m程のブロックをたてて、雨水流出がないようにするというところでございます。他隣地に農地はありませんし問題はないかと思っております。以上です。

議長（藤永 九市君） はい、ありがとうございます。今地元委員からの補足説明をいただきました。以上事務局及び地元委員さんからの説明が終わりましたのでこれから質疑に入りたいと思っております。皆さま方から何かご意見ご質問ございましたらお受けいたしますのでよろしくをお願いいたします。なにかございませぬか。ない

ようでございますので質疑を終わらせていただきたいと思います。これより採決を行います。第6号議案について転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員挙手をいただきましたので転用やむなしということで県の方に進達することといたします。ありがとうございます。次に議案第7号農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局からの説明を求めます。この案件につきましては見てお分かりのとおり関係委員として山下委員が関連されますのでこの案件が終わるまで一時退席をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。はい、事務局長お願いします。

事務局長（金子 剛君） 事務局長。24ページをお願いいたします。朗読説明いたします。議案第7号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事許可分でございます。農地が4筆ございます。まず北松浦郡佐々町志方免字沖田259番7。地目現況共に田、面積133㎡、譲受人〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇工業 代表取締役〇〇〇〇、建造物解体工事業。譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。2筆目です。北松浦郡佐々町志方免字沖田269番4、地目現況共に田、面積477㎡、譲受人は同じでございます。譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。3筆目でございます。北松浦郡佐々町志方免字沖田270番1、地目現況共に田、面積67㎡、譲受人は同じでございます。譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。4筆目です。北松浦郡佐々町志方免字沖田271番2、地目現況共に田、面積140㎡、譲受人は同じでございます。譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。農地面積は全部で817㎡でございます。右の方にいきまして転用目的でございます。施設の概要といたしましては、ここの〇〇〇〇工業様の事務所と宿舎と駐車場です。事務所宿舎が1棟で建築面積が129.18㎡、車両置場として10台を予定されております。申請の理由といたしまして、申請地に事務所・宿舎及び車両置場として利用したいためということで今回申請があがっております。場所でございますが32ページをお願いいたします。32ページの赤い部分でございますが場所につきましては佐々大橋を江迎方面に渡りまっすぐ行きましてちょうど志方の地藏さんがあってその付近の三角地のところが今回の申請地となっております。それから35ページをお願いします。被害防除計画でございます。まず造成の計画でございますがここは現状のまま利用するということでございます。それから造成に伴う被害防除措置でございますが周囲に農地がないということから被害が生じる恐れはないということでございます。②番の近傍農地の日照、通風、耕作等でございますけど、ここも一階建でございますして建物の高さを加減するということが高さ約6.3m程度となっております。③の排水計画でございますがここも水

路放流を行うということでございます。汚水雑排水につきましてはここも下水道区域でございますので下水道に直結をするということでございます。それから38ページをお願いいたします。これが計画配置図でございます。まず赤線で下の方から259-7、それから真ん中269-4、271-2、270-1の4筆が今回の申請地でございます、ちょうど269-4のところに宿舎を建てられる予定でございます。ここは洋室と和室で3室でございます。ちょうど真ん中部分が事務所というようなことでございます。排水のつきましてはこの青の線の部分が排水でございます、ちょうど上の道沿いから下の方に川がはしっております、その川の方に雨水は放流をするということでございます。緑の部分が下水道で横にマンホールがございますのでそこに直結をするということでございます。それから駐車場につきましては下の方から1、2、3台、上に4、5、6台、この6台は作業車を置くということでございます。上の7、8、9、10の4台、ここに一般の従業員、来客用で駐車場を予定したいということでございます。以上でございます。

議長（藤永 九市君） はい、事務局からの説明が終わりました。地元委員の説明をお願いします。

17番（湯村 速雄君） 17番。事務局の説明があったとおりなんですけど、昔の県道と新しい県道との間に挟まれる平行四辺形のようなかたちの残地になっておまして、水路は用悪水路として今も存在しているんですけど宅地になれば排水路のみになると思います。日照関係も近辺が〇〇〇〇さんの土地にあたり、南南西側が畑の荒地状態なので日照関係にも問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君） はい、ありがとうございます。はい、事務局長。

事務局長（金子 剛君） 事務局長。すみません、言い忘れていました。38ページをお願いいたします。ここが一番下の赤で259-7と書かれているところがございますが、この赤の部分が申請地でございますけども、横に259-3がございます。今の現況はここが全部1筆になっていまして、259-3と259-7は1筆でございます。ここは赤線のところで分筆をされます。その分筆というのがちょうどここに看板がございます。パチンコ屋さんの看板が今建っておりますが、ここはそのまま残したいという事で今回分筆をされておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（藤永 九市君） はい、只今の事務局からの追加の説明がございました。以上地元委員さんと含めて説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さま方から

の質問ご意見等がございましたらお伺いいたしますがいかがでしょうか。

5番(築城 武美君) 5番。5条1項の許可申請書、25ページですが申請書の中の数値が間違っておりますので修正をされて県に進達してほしいのですが。中ほどにあります転用計画の中の所要面積ですが、足すと817、農転面積も817㎡ですがここには871という数値が記載されています。これは817で訂正又は差し替えていただいて進達した方が良いのではないかと考えておりますのでよろしくをお願いします。

事務局長(金子 剛君) 申し訳ございません。

議長(藤永 九市君) はい、ありがとうございました。

事務局長(金子 剛君) この件につきましては修正をいたしまして県の方に進達したいと考えております。申し訳ございませんでした。

議長(藤永 九市君) よろしくをお願いします。それで5番委員さんよろしいでしょうか。ありがとうございます。他にございませんか。ないようでございますので質疑を終わらせていただきます。それでは採決に移ります。第7号議案について転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。賛成多数ですので転用やむなしということで県の方に進達することといたします。ありがとうございます。それでは次に移ります。第8号議案。農用地利用集積計画の承認について、所有権移転でございます。これを議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。資料の43ページをお願いいたします。朗読説明します。第8号議案、農用地利用集積計画の承認について 所有権移転。農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求め。令和元年6月25日 佐々町農業委員会 会長。44ページをお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画書。所有権の移転を行う者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。土地の所在、佐々町神田免字京仙22番1。地目、田。面積1045㎡、それからもう1筆ございます。佐々町神田免字京仙23番1、地目田、面積392㎡、受け手農家の耕作面積でございますが田の13163㎡、権利の種類 所有権移転、区域区分 農用地区域でございます。今回所有権移転を受けられる〇〇〇〇さんにつきましては、今米だけ作付をされている状況です。息子さんもいらっしゃいまして後継者もいらっしゃるという事で今回計画をさせていただいております。以上でございます。

議長(藤永 九市君) はい、事務局からの説明が終わりました。地元委員からの説明を

お願いしたいと思っております。

9番(濱野 卓也君) 9番。只今事務局の方より説明があったとおりですので審議の方  
よろしく申し上げます。

議長(藤永 九市君) はい、ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思いま  
す。皆さま方から何かご意見ご質疑がございましたらお受けいたします。何かご  
ざいませんか。何も無いようでございますので質疑を終わらせていただきます。  
それでは採決を行います。第8号議案について承認されることに賛成の方挙手を  
お願いします。はい、ありがとうございます。賛成多数ですので承認すること  
いたします。次に第9号議案。農用地利用集積計画の承認について 所有権移転、  
を議題といたします。これに関しましては〇〇〇〇委員についてはご本人でござ  
いますのでまた一時退席をお願いします。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。45ページをお願いいたします。朗読説明いたしま  
す。第9号議案 農用地利用集積計画の承認について 所有権移転。農業経営基  
盤強化促進第18条第2項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本  
委員会の承認を求め。令和元年6月25日 佐々町農業委員会 会長。次46  
ページをお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定によ  
る農用地利用集積計画書。所有権の移転を行う者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。所  
有権の移転を受ける者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。土地の所在、佐々町神田免字  
京仙24番2。地目、田。面積、1472㎡。もう1筆でございます。佐々町神田  
免字京仙27番。地目、田。面積、1950㎡。受け手農家の耕作面積でございま  
すが田で32115㎡。権利の種類 所有権移転。区域区分、農用地区域でござい  
ます。この所有権移転を受けられる〇〇〇〇さんでございますけど今現在畜産農  
家として農家経営されていまして、牛を33頭、それから米、米の作付面積が大体  
32,000㎡ほど。認定農業者でもあられますので今回計画としてあげさせてい  
ただいております。以上でございます。

議長(藤永 九市君) はい、事務局からの説明が終わりました。地元委員からの説明を  
お願いしたいと思っております、どちらかお願いいたします。

17番(湯村 速雄君) 17番。基盤強化法に基づいて認定農業者を優先したことにち  
よっと問題があったようで、クレームというか後からの意見を受け付けなければ  
ならないようになりまして大変迷惑をかけました。それに至ってもう一人の方の  
事情もいろいろあったところを考慮していなかったという点を指摘されたんです  
が、農振除外の申請の情報とか、また保育園とかになるという話も聞いて農地が  
減るという話だったんですが、5条申請も出ていない段階で便宜をはかるという

かあっせん委員として考慮しないといけないのかということをお尋ねしたいのですが、よろしくお願いします。

(私語あり)

17番(湯村 速雄君) 17番。すみません、訂正してやり直します。この件につきましては〇〇〇〇さんの方から依頼を受けまして基盤強化法に基づいて〇〇〇〇さんの方に相談してこのような結果となりましたので、よろしくお願いします。

議長(藤永 九市君) はい、今17番さんからこれに関しまして説明をいただいたわけですが、これにつきましては若干問題がありましたけれど、あっせん委員を含めながらそれぞれに対応していただきまして無事に解決をしまして〇〇〇〇君に行きついた次第です。多少問題がございましたけどあっせん委員会のあり方について農業委員会としましてもまた事務局としましても規定をするかどうかということの検討を今後含める必要があるのではないかという問題指摘がございましたので、今後検討を加えたいなと思っているところでありますので、よろしくお願いしますと思います。これにつきましては他にございせんか。はい、5番。

5番(築城 武美君) 5番。たまたまあっせん委員と五役の間で調整をする会がこの件についてもようされまして、その中で両者を呼んで意見聴取をした結果、結果として一方の方が辞退をされたのでこういう結果になりました、という具体的な中身はそうです。それぞれの事情思いがあったんですが、それについてはまず指摘をされたことがあっせん法に基づいて、あっせんをする場合の手順なりそういう要綱をちゃんと示してくればいいのに、という意見具申がございました。その中でそれは今後そういうものをつくり五役会の中で検討し、委員会に諮ることでしょうかというその場の約束をさせていただいて、結果としてそれでおさめているという状況でございます。これとは別にあっせんの問題について議論する話の時にあっせんというのは価格を含めてあっせんということでございますよね。この書式の中に備考欄か何かにあっせん価格、㎡とか坪単価とか書けるものなら書く、書かないのであれば事務局長裁量で口頭で説明というふうにした方が後にあっせん委員となられる方たちがあっせんをする時の農地価格の参考になり判断材料のひとつになるのではないか、という気がしておりますから個人的な個人情報のところではなくて農業委員会の中だけでの資料提供ということで少し配慮していただければもっと分かりやすのかなという気がしています。以上です。

議長(藤永 九市君) はい、ありがとうございます。はい事務局長。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。はい、今委員さんがおっしゃるとおりでございます。

す。まずは売買価格と、田畑の売買価格の水準等の単価等もございますので、それを参考に今おっしゃったとおり表示をしまして今後のあっせんの折の価格の参考にさせていただければなと思っております。それから今回もう一人の方が農地を買いいたいということで申し出があつておりました、6月7日にあっせん委員の2人、買われる〇〇〇〇さん、それからもう一人の方がいらつしゃって、あと五役の方で協議を行つております。今、築城委員がおっしゃいましたとおり、もう一人の方は今回はもう断念するということで話し合いの結果決まりました。それで今回〇〇〇〇さんが売買というかたちで話が決まっているわけですが、その中でいろんな協議がございました。やはり本来であれば、例えば今回田原ですが田原の中で所有者がいらつしゃると思います。その中の方たちの名簿を作って、その中から選んでもらうというようなかたちをとりまして、要綱の方も事務局サイドで作りたいというふうに考えております。実際、基盤強化法というのは認定農業者には限らなくて良いんですが、他の自治体は認定農業者に限るという要綱も作っているわけです。そういう自治体はもう認定農業者もしくは新規就農者だけに絞つての売買というようなかたちになるんですが、本町につきましてはそういう規定を設けておりません。なので農業者であれば買えるというような状況でございますが、その中でも農地だけお持ちで農業はされていないとかそういう方についてはやはり該当しないのではないかなと事務局としても思っております。ですので今後要綱それから名簿を作成したいと考えております。今回田原ですが例えば森ノ木、大新田それぞれ集団農地がございます。その集団農地に当然所有者がいらつしゃいますのでその方たちの名簿の中からということでお願いをしようかなと思っております。例えば森ノ木であれば森ノ木の中で名簿を作ります。認定農業者であれば森ノ木でも田原でも大新田でもどこでも買えるというようなかたちを作ろうかなと思っております。認定農業者でなければ森ノ木なら森ノ木、田原なら田原の中で名簿を作ってそこしか買えないというようなかたちのスタイルで今後進めていきたいなと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（藤永 九市君） はい、ありがとうございました。只今5番委員さんから貴重なご意見をいただきまして、続けて事務局長からの説明がございました。分かりやすく言えば新規就農、認定農業者を優先するというかたちで進めたなかで全く関係のない方が買われるのかという二つの焦点があつたわけです。あっせん委員として湯村委員それから寶持委員が全力をあげて頑張つてあっせん委員の役割をはたしてこられました。これは両者つまり売り手、買い手の中に入ってうまく取り計

らうというのがあつせん委員さんの仕事です。ですが今回は二人手をあげられてちょっと問題が生じてしまいまして、その話を含めながら五役で話し合いした中で、今5番委員さんもおっしゃいましたように、もう一人の方がうまく理解をいただきましてそういうことであれば辞退したいと申し出がございました。今後の課題としまして事務局と共に検討して今後問題のないようなかたちをとっていきたいと思いますのでよろしく願いをいたします。あつせん事業でいつも申しておりましたように買い手が見つからないというのが通常だったんですが、今回は逆でして、今後の課題に良い参考になったかと思えます。以上でございますけど、他にございますか。はい、3番。

3番(濱野 努君) 3番。築城委員が先ほどおっしゃいました価格に関しては、今までこれに記載したことはございません。ただ事務局ではたぶん分かっていると思えます。先程言われましたあつせんになった時の参考ということになれば事務局でお伺いをしてそれなりの価格を設定していただければと思えます。以上です。

議長(藤永 九市君) はい、ありがとうございます。他に何かございせんか。ないようでございますのでこの件につきましては質疑を終わらせていただきたいと思えます。それでは採決を行います。第9号議案について承認される方の賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。賛成多数により承認をいただきました。ありがとうございます。この件につきましては終わらせていただきたいと思えます。只今皆さま方にご審議いただきました審議事項につきましては6号から9号が全て終了した次第でございます。この件につきましては終わらせていただきたいと思えます。日程(5)のその他に入らせていただきたいと思えます。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。(5)のその他①でございます。①の視察研修でございますけども、今年度も視察研修のほうを一泊二日で考えております。これはあくまでも事務局の案でございますけど、昨年も鹿児島県のいちき串木野市の方に視察研修をしたところでございます。今年度も九州管内で考えておりますのでよろしく願いいたします。旅行会社の方にもちょっと事務局案を提示しまして行程を今作成していただいているという状況でございます。今年度当初の4月の総会で申したと思えますが、バスの借り上げ料については予算化されておりますので、あとは宿泊それから飲食等が自己負担となるようなかたちになっております。よろしく願いいたします。続きまして②の7月の定例会の日程でございますけど、7月21日に参議員の選挙がございまして、全部部屋がないわけでした、なので7月の29日しか空いてなかったものですから7月についてはこれで決定させ



ていただこうかなと思っておりますのでよろしく申し上げます。五役会については7月19日に予定をさせていただいております。以上でございます。

議長（藤永 九市君） 只今事務局長の方からその他の①の視察研修についてと②の7月の定例総会についての説明が終わりました。皆さんこれにつきましてなにかご質問ございましたらお受けしたいと思います。視察研修については昨年が長くかかって一転二転しながら決まっていちき串木野市に行きましたけど、今回も一泊でということで事務局として考えているようでございますけど、今後研修については十分に研修地、日程等を調整しながら検討していきますので前向きに皆さま方のご協力をいただきたいと思います。②の定例会については皆さま問題ございませんか。7月29日で、参議員選挙の関係でということでもありますので皆さま方それぞれ調整をさせていただいてご出席くださいますことをお願いしたいと思います。それでよろしいでしょうか。何かございましたらお願いしたいと思います。申し上げますようについでですけど毎回これまでずっと総会をやってきておりますけど、なかなか全員参加で出席のもとにというのが今頃はちょっと実現できない状況になってきております。諸々事情は仕方がございませんですけどこういうことがないように、総会で次の日程まで決めてその他で話し合っただけで日程を設定しておりますし、事前にも皆さま方に連絡もいきますからいろいろとご都合があられると思いますが繰り合せをさせていただいて是非ともこの会には農業委員や最適化推進委員の指名もありますので欠席のないように調整していただいで出席くださいますことをお願い申し上げておきたいと思っております。次にその他の③その他ですが何かありませんか。最近の問題点で藤永茂委員、農協問題について何か皆さんにご報告いただければと思っておりますけど、和牛会のこととか。（私語あり）

4番（藤永 茂君） 特にありませんが、先日6月17日に農協の方で地区別説明会がありましていろいろ皆さんの方から意見がでました。まず一点は農協の再編ということで今度本店と支店に編成される予定でございます。中期経営計画が出されております。27日に会がありまして決定するのですが今後佐々支店がなくなるという計画であります。そうすると佐々の方の農業者としましては今後北松支店の方で手続きをするようになる予定です。そのためにどうしても佐々支店の方を残していただきたいというようなかたちで要望をしているのですが、なかなかそういった回答が出ませんので今度の総大会の時には是非とも総会の方に佐々支店を残していただくか出張所としてでも残していただくようなかたちの意見をあげていただいで、全体的な再編問題に対してもう一度考え直していただくというような方向をとりつけていただければというふうに思います。もう一点は手数料の関

係ということで販売手数料、売買手数料の値上げが提案されております。農協も経営が苦しいためにそういった手数料を上げなければ運営ができないというようなことですが、そういったところももう一度考え直していただけるように今後意見としてあげていただければ我々組合委員としても助かります。最後に農協の今のやり方があまりにも説明不足の経営内容を打ち出してきていますのでそういったところも質疑のなかに入れていただければ助かりますし、組合をおもつての農協を経営していただきたいと私は思います。最後になりますけど佐々町は今佐世保市の中で佐々町だけが単独行政を行っております。あと佐世保市、平戸市、松浦市というようなかたちの行政があってその中に支店がひとつずつ入っていくんですけど単独行政の中で支店がないのが唯一佐々町だけですので、そういったところも強調していただければ助かります。

議長（藤永 九市君） どうもありがとうございました。はい、2番。

2番（吉野 裕君） 2番。今藤永委員さんから言われたとおりでございます。総大会としてはこの2号議案 第五次中期経営計画に対しては、佐々町は反対という相違のもとで参加するというところで意思疎通をはかっております。総大会においてこれがどういうふうになるかっていうところまでは分かりませんが、たぶん採決になると思いますが今のところどうなるかは分かりませんのでその点はお含みおいていただきたいと思います。佐々町の総大委員数は21名でございます。総数が大体500名です。採決となれば過半数ですからそのへんがどうなるか分かりませんが。一応そういうことですので申し上げておきます。

議長（藤永 九市君） はい、ありがとうございました。皆さんお分かりのとおりだと思います。この前の17日の説明会にはほとんど行かれたんでしょ。17日の様子は十分お分かりだったと思いますが、藤永茂委員に私の方から求めたんですが、支店がなくなるとことでは行政としてどうにもなりませんよね。わざわざ北松支店の吉井にまで行かないといけなくなるということで。私がちょっと申し上げておりましたように三位一体ですから行政と農協と振興局とはつながっておかないと、やりにくくなるのは目に見えています。それから支店としては各支店比較対象しても悪いところはないです。よほどこの支店が赤字で困ったとかそういうことがあれば仕方ないですが、そうではありません。それと私たちに密接に関係するのはお互いに高齢化と担い手が少ないというなかでどんどん農業が衰退していく状況の中で、それを我々農業委員としてはそれをひとつの指名としてありますのでそれを守っていかないといけませんしそうなるかと相反するようなかたちになっていくと思います。ますます農業離れというかたちになってつながって来る

可能性がでてきますので、この改革することが改革というかたちのなかで佐々としてもものすごくマイナスになってくるのが目に見えております。だから我々農業委員会としましても皆さん活躍していただいていますますがますますやりにくくなっていく状況になると思います。したがって27日総大会ですから今吉野代理がおっしゃいましたように、総大会にゆだねるほかないのでどういう結果になるかわかりませんが総大委員21人に意思疎通をはかって反対していただきたいということと、針尾が全面的に反対だそうです。それと柚木も反対に向けて頑張っているという情報を聞いております。あちこちでそれぞれ佐々の問題とはまた違った問題で、誰でも地元の事を考えながらの反対が多いんでしょうけど、そういうかたちに今なっているんですけど、これは目に見えて勝ち目はないかもしれませんがその態度を明確にしておく必要があると思いますし、成り行きによっては佐々は孤立してしまう陸の孤島になってしまうような感じがしてなりません。行政がつらいばかりにそういうことで。この前の広域連携の件も若干ひびいているのではないかなという気もしております。そういうことで、事務局長も休憩してはということをごさいましたけどこれは大事なことですから記録に残す必要があると思いますのであえて休憩はせずに皆さんにご意見をいただきましたかっただけでございますのでご了承いただきたいと思います。よろしくお願します。今後推移がどうなるか注目されるところです。27日には決まると思いますので、ただし2年間の猶予があります。決まってしまうとどうしようもありませんがそういう状況下にあるようです。この件について何か詳しい情報があればこの場で結構ですのでご意見等ございましたら受けたいと思いますけど、何かございせんか。すみません長くなりました。その他で何かございせんか。

3番(濱野 努君) 3番。ちょっと農家さんからお尋ねされたんですが先ほどもお話ありましたように高齢化や後継者がいないというところで農作業の受託の費用単価をもう一度見直したほうが良いのではと思ひまして、私が持っているのが十数年前の受託作業の単価ということで一応まだ持つてはいるんですがそれが今まだ当てはまるのかどうかと私が疑問に思つたものですから、その農家さんにもお答えはできなかつたんですが、できれば見直しというかたちでやっただけであればと思ひつています。以上です。

議長(藤永 九市君) はい、ありがとうございます。はい、事務局長。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。今受託の委託料等のお話があつたと思いますが、農業委員会の方に平成14年でもう終わつていゝるんですね。以前はちょっと定かじやないんですが2年か3年に一度見直しの検討委員会をしていたという経緯があ

るようでございます。農協の方にもその辺の協議がなされているのかを確認はしております。農協が主体となって決めているんですが平成14年で止まっているという状況でございますので、そういったことを農協等も一緒に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（藤永 九市君） はい、ありがとうございました。3番委員さんからの貴重なご意見をいただきました。だいぶん改訂はしていないと思いますので、この件は見直しに向けて検討すべき課題であると思います。今後につきまして皆さん方のいろいろな意見を聞きながら、また関係機関の協力もいただきながら農業委員会としての考え方を今後示すべき必要があると思いますのでそのへんの研究をさせていただき、いずれは皆さんにお願いするかたちになるかもしれませんのでよろしくお願ひします。貴重なご意見ありがとうございました。他にございませぬ。ないようでございましたら本日の定例総会を閉じたいと思います。よろしいですか。本日は皆さん方貴重なご意見等いただき誠にありがとうございました。申し上げましたように雨不足で水不足で大変だったと思ひますけど明日から以降、雨が期待されると思ひますので、おそらく梅雨入り宣言するのではないかと思ひますので皆さんそれぞれお忙しいことと思ひますけど怪我のないようにご活躍いただきますように、また農業委員会、最適化推進委員会につきましても皆さま方どうぞご尽力ご活躍をお祈りしながら終わりたいと思ひます。本日の定例総会を終わらせていただきます。ありがとうございました。お疲れ様でした。

（ 閉 会 14時55分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 藤 永 九 市

会議録署名委員 吉永勝彦

会議録署名委員 坂口隆英